



別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成23年 第 5 号
受付日	平成23年 7月27日
送付日	平成23年 7月28日
答弁受理日	平成23年 8月10日

## 文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	豊田政典
所管部局	選挙管理委員会・都市整備部

別紙のとおり



## 「第17回統一地方選挙」事務について 再質問

◇担当：選挙管理委員会（QQ3①のみ、都市整備部）

◇質問者：豊田政典

### QQ2 公務員（正規・嘱託・臨時）・民生委員・投票立会人の選挙運動

2) 「内容の周知徹底を行なった」という答弁だが、実際に、当人の認識が不明であった事例は以前からも今回も複数見聞きしたし、一例として市選管の説明により投票立会人を辞退した者もあった。認識の甘さを強く感じる答弁であり、今後は、真の意味での「周知徹底」を求めるが、市選管の考え方を再度問う。

### QQ3 「屋外掲示ポスター」

①質問に対する直接の答弁が得られていないので、再度問う。四日市市の景観行政を所管する立場から、同ポスターの掲示に関して、関係法令および県条例の改正と三重県の管理・指導実態の改善を、四日市市から要請すべきである、と私は考えるが、どうか。

【担当：都市整備部】

②受動的～通報に対する対応のみの答弁であるのに対し、能動的な体制・対策を求めるが、市選管の考え方を示されたい。

### QQ5 不在者投票1

今回、私が実際に見聞きした事例は、周知・広報の不足の例であるが、答弁にはその認識が認められない。今後について、具体的な改善策を求める。

### QQ6 不在者投票2

これも、現状では不足である、という事例を紹介したが、答弁は現状維持に留まっており、認識不足と改善意思の欠如を感じる。再度、改善策を求める。

### QQ10 附帯決議対応

投票所（期日前投票所を含む）の増設について、検討完了期日を求める。